

# 東京東部低地帯における大規模水害時の 広域避難対処要領骨子について

令和7年12月23日(火)

東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会  
(第2回)

# 東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難対処要領骨子について

## これまでの取組

### 検討事項

#### ■第1回検討会(R7.7.11)

- ①検討会の設置目的・構成員
- ②対処要領に係る検討事項・策定スケジュール

#### ■第1回WG(R7.7.30)※書面開催

- ①対処要領の構成・記載事項
- ②整理すべき個別課題の抽出

#### ■第2回WG(R7.9.11)

- ①対処要領の具体的な記載内容
- ②抽出した個別課題の対応方針

#### ■第3回WG(R7.10.23)

- ①対処要領の素案
- ②対処要領関係資料(想定タイムライン等)



### 令和7年度スケジュール



#### ■対処要領策定に向けた今後のスケジュール

- 第4回WG後に、検討会オブザーバーに対処要領素案の意見照会
- 第5回WG後に、検討会オブザーバーに対処要領案の意見照会
- 次回第3回検討会において、対処要領案の最終確認

# 東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難対処要領骨子について

## 目的・構成

- 「東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難対処要領」は、【第1部】と【第2部】で構成
- 【第1部】は、「首都圏大規模水害広域避難計画モデル(R7.3)」を基に、広域避難の基本的な考え方と都・区の役割分担を明確化
- 【第2部】は、広域避難の実効性を確保するため、「首都圏大規模水害広域避難タイムライン(R6.3)」に沿って、都の具体的な取組・手順を明記

## 東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難対処要領

### 【第1部】

都・区の役割分担

1. 対象とする災害
2. 大規模水害時の広域避難の考え方
3. 広域避難に関する情報の発表・発令
  - 3.1 広域避難に関する情報の発表・発令
  - 3.2 広域避難に関する情報の伝達手段
4. 避難手段・誘導
  - 4.1 避難手段
  - 4.2 避難誘導
5. 広域避難先施設
  - 5.1 大規模な広域避難先施設の運営方法
  - 5.2 中小規模の広域避難先施設の運営方法
  - 5.3 広域避難先施設の開設運営計画の作成
  - 5.4 広域避難先施設との協定締結
6. 首都圏大規模水害広域避難タイムライン
7. 平時の普及啓発

### 【第2部】

都の具体的な取組・手順

1. 概要
2. 「首都圏大規模水害広域避難タイムライン」との関係
3. 東京都の態勢
4. 関係機関の役割分担
5. 東京都の対応フロー
6. 東京都の対応
  - 6.1 広域避難に関する情報発信等※
  - 6.2 避難手段・避難誘導※
  - 6.3 広域避難先施設※
7. 関係機関の連絡先  
卷末資料(様式類)

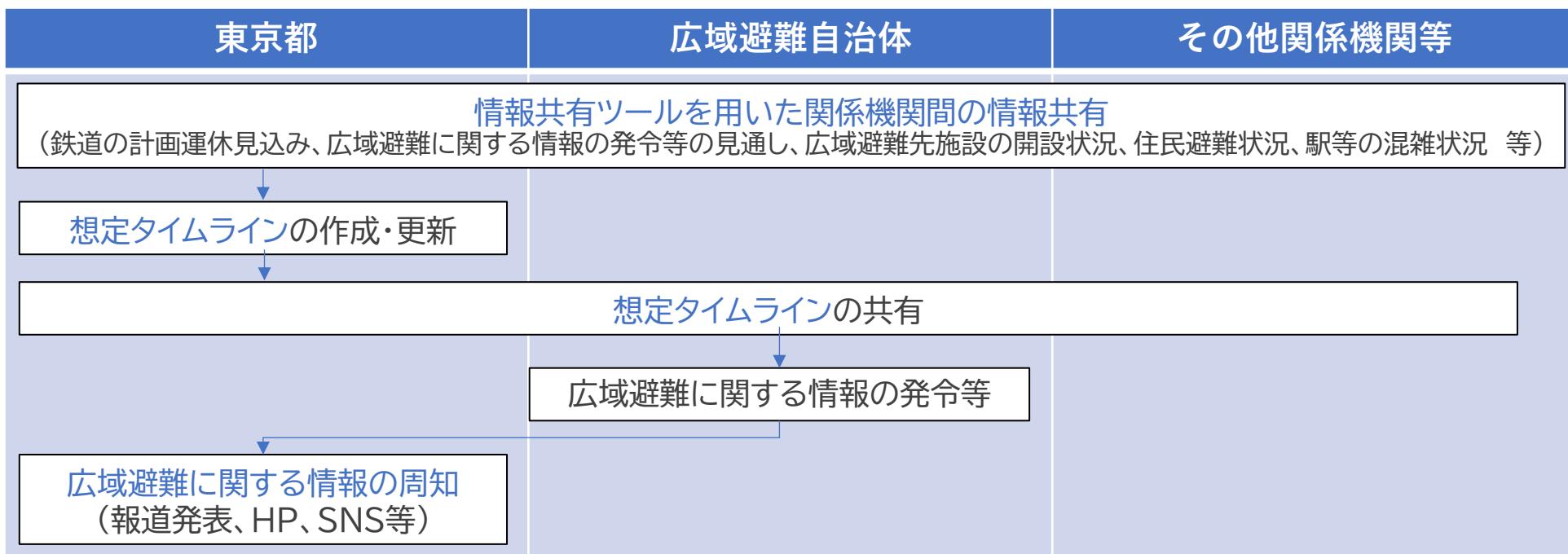
※時間フェーズ毎の対応事項・手順を整理

# 東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難対処要領骨子について

## 広域避難に関する情報発信等

### 都の実施事項(概要)

- 広域避難を実施する広域避難自治体が、広域避難に関する情報を円滑に発令(又は発表)できるよう、WEB会議ツール等の**情報共有ツール**を用いた**関係機関間の情報共有**
- 関係機関間での情報共有を基に、「**想定タイムライン**」を作成・共有
- 広域避難自治体が発令(又は発表)した「**広域避難に関する情報**」を、**報道発表等**により広く周知



<補足>

- 上記フローの対応については、「**広域避難の検討開始**」「**自主的な避難を促す情報**」「**広域避難を促す情報**」「**垂直避難を促す情報**」「**緊急安全確保**」の各フェーズにおいて実施する

## 広域避難に関する情報発信等

### 対処要領策定に向けた具体化・整理内容

#### ■想定タイムライン

- 広域避難の実施のためには、多くの関係機関がそれぞれの役割を実施することになるため、災害発生のおそれの段階から「いつ、何をするか」足並みをそろえる必要がある

(背景)①機械的に遡ってタイムラインを設定すると、深夜に広域避難等の情報発信をすることとなる  
②氾濫発生日時(0h)に応じた具体的なタイムラインが共有されていない

(課題)①深夜間に広域避難情報等を発しても伝わらない。移動手段がない  
②発災時に検討していくは対応が遅れ、自治体ごとにバラバラの対応となる

(対応)①前倒しして情報発信するなどの対応を含め想定タイムラインを準備  
②0hの時間に応じた具体的な想定タイムラインを複数のパターン準備

#### ■情報共有ツール

(背景)①避難情報の発令判断では、関係機関の災害対応の状況等を把握することが重要

(課題)①現状、関係機関間の情報共有ツールは、電話・メール・DISだが、複数の関係機関で同時に情報共有することが困難

(対応)①関係機関が同時に情報共有できるよう既存の情報共有ツールを活用し、常設

#### <今後の主な調整課題>

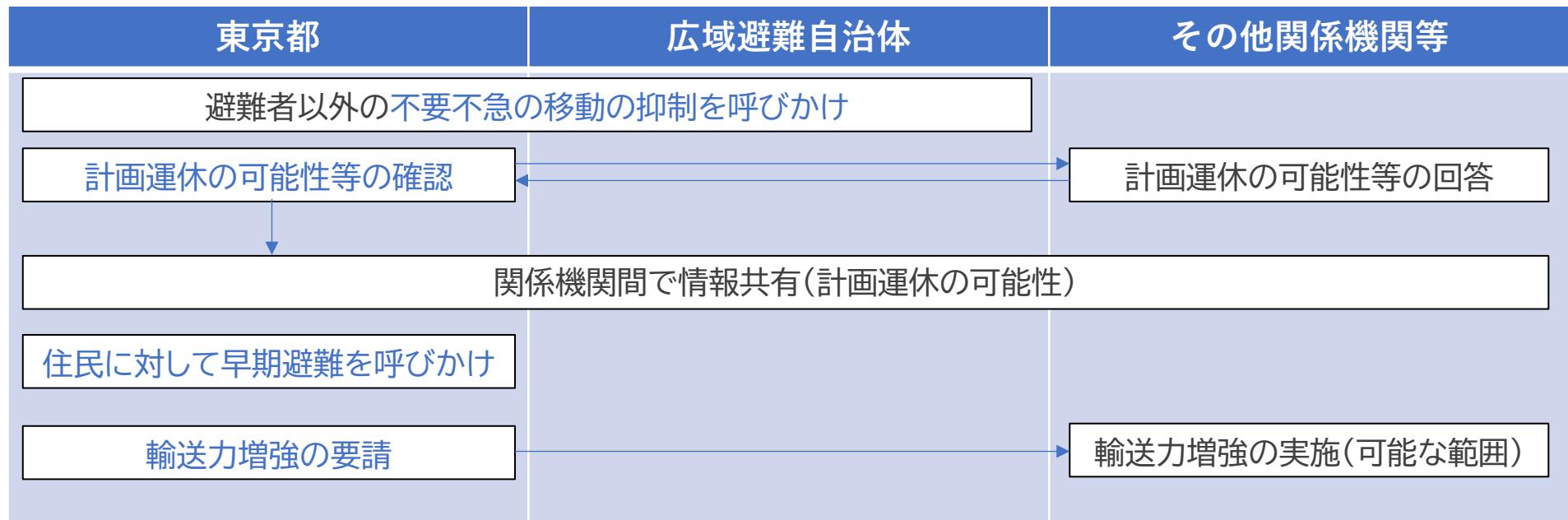
- 想定タイムラインについては、引き続きWGで検討するとともに、来年度以降の区計画策定等を受け随時更新
- 情報共有ツールについては、情報共有ツールの具体的な運用方法を決定するとともに、来年度の出水期前を目途に本ツールを活用した情報共有訓練実施

# 東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難対処要領骨子について

## 避難手段・避難誘導

### 都の実施事項(概要)

- 鉄道事業者に計画運休の可能性や見込みを確認し、広域避難自治体等の関係機関間で情報共有
- 広域避難に関する情報の中で、住民に対して計画運休の可能性を周知し、早期避難を呼びかけ
- 鉄道事業者に対して、必要に応じて災害対策基本法(第61条の8)に基づく増発等の輸送力増強を要請
- 広域避難自治体とともに、避難者以外の不要不急の移動の抑制を呼びかけ



## 避難手段・避難誘導

### 対処要領策定に向けた具体化・整理内容

#### ■鉄道の計画運休・輸送力増強

(背景)①広域避難計画モデルでは、都と各区がそれぞれ鉄道事業者に対して鉄道の計画運休の可能性を確認することになっている

- ②広域避難時の増発等輸送力増強の要請の実効性が不明
- ③各鉄道事業者によって、計画運休を実施するのか不明

(課題)①煩雑な上、鉄道事業者にとって負担が大きい

- ②鉄道ダイヤが過密等の事情があり、要請があっても鉄道事業者は対応できることが少ない
- ③風速20m/sを超えると車両が動かせないため、その前に車両を浸水のおそれがない場所などに疎開する必要があるが、疎開には約12時間かかるとのことから、概ね発災21時間前に計画運休が開始することが判明

(対応)①都から一括して鉄道事業者に計画運休に関する情報を収集し、各区に周知

- ②停車駅の変更、始発の前倒しや終電の延長など、可能な範囲での対応を要請する
- ③実運用時のタイムラインの見直し(想定タイムラインを適用)

#### <今後の主な調整課題>

- 鉄道事業者への計画運休の情報取得方法及び輸送力増発要請内容については、本検討会メンバー以外の事業者も対象となるため、来年度も引き続き調整
- 路線バスの計画運休の可能性及び情報取得方法については、来年度も引き続き調整
- 鉄道や貸切バス等の利用者に対する避難誘導方法については、来年度も引き続き調整

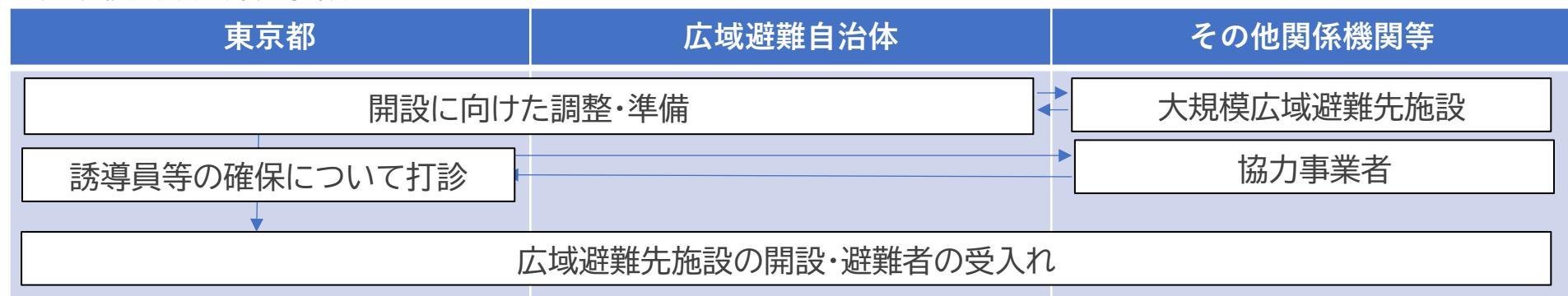
# 東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難対処要領骨子について

## 広域避難先施設

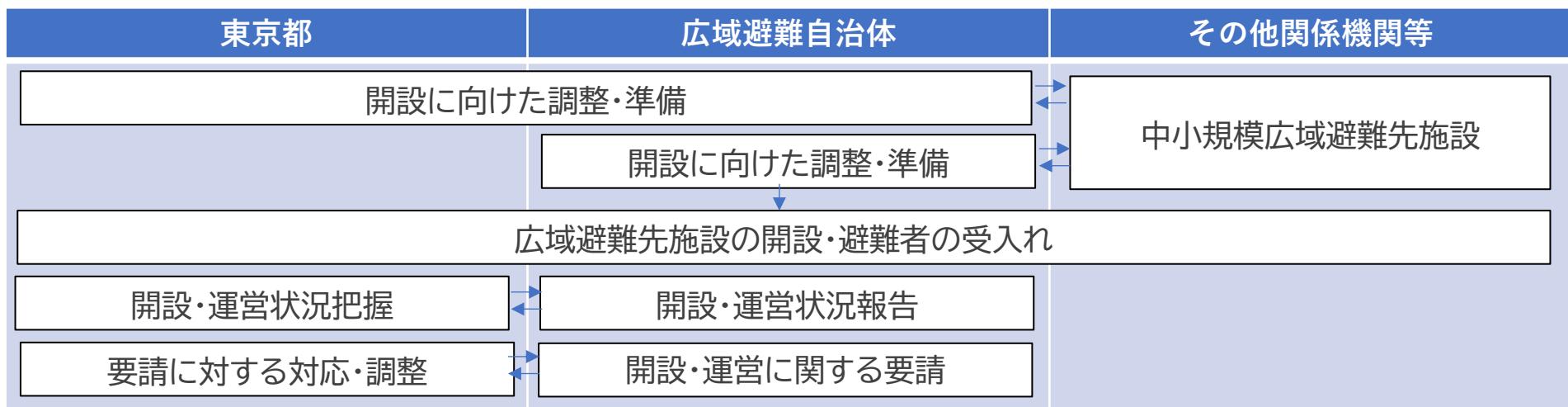
### 都の実施事項(概要)

- 広域避難自治体と協力した大規模広域避難先施設の開設・運営
- 広域避難先施設の開設運営に関する協定締結協力事業者との開設運営に必要となる誘導員等の確保打診・調整
- 中小規模の広域避難先施設の開設・運営状況の把握(必要に応じた避難先施設の更なる確保要請や二次避難の調整)

#### <大規模広域避難先施設>



#### <中小規模広域避難先施設>



## 広域避難先施設

### 対処要領策定に向けた具体化・整理内容

#### ■開設に向けた調整の具体化

(背景)①計画モデルには、発災3日前の開設要請からの対応が整理されているが、開設要請より前の対応が整理されていない

(課題)①広域避難先施設では、開設要請に備えた準備のため、事前連絡が望ましい

②協力事業者においても、配置人員の確保等の準備のため、事前連絡が望ましい

(対応)①発災4日前から、開設に向けた調整を実施することとし、[広域避難先施設管理者](#)、[協力事業者](#)との調整内容を具体化

#### ■広域避難先施設の開設状況の把握

(背景)①広域避難自治体が開設する広域避難先施設の開設状況の把握は、DISを用いて実施することになっている

(課題)①DISは施設の開設結果のみが共有される仕様のため、調整状況共有には不向き

(対応)①予め作成した「[広域避難先施設開設状況報告書\(様式\)](#)」を用いることで、入力の手間を減らし、入力ミスを低減する

②併せて、[情報共有ツール](#)にて、広域避難先施設の開設状況を共有し、広域避難指示の発令のタイミングを調整

#### <今後の主な調整課題>

- [中小規模の広域避難先施設](#)について、開設に係る人員の確実な確保に向けて、来年度も引き続き調整
- 台風通過後の二次避難について、関係自治体と連携し、来年度も引き続き検討

# 東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難対処要領骨子について

## 個別課題

抽出した個別課題		抽出理由
1	要配慮者の広域避難に係る考え方の整理	要配慮者の広域避難先として広域避難先施設を充てることの妥当性について(広域避難先開設の不確実性・避難先の滞在環境)
2	広域避難者のバス輸送に関する考え方の整理	バス事業者との協定締結に向けた調整にあたり、要配慮者の広域避難に係る考え方の整理も踏まえ、事前に各区のバス輸送の対象者や運用方法を整理
3	広域避難先施設の開設運営計画策定	開設運営計画の策定を進める中で顕在化した課題について(例:広域避難先施設管理者との調整・運営要員の確保・開設運営可能な施設数など)
4	平時からの広報 広域避難に特化したマイ・タイムライン(冊子・アプリ版)の作成等	広域避難の平時からの普及啓発をはかるため、事前に水害リスクを知り、適切な避難行動計画を作成できる「東京マイ・タイムライン」の広域避難版を新たに作成予定。広域避難版「東京マイ・タイムライン」の構成、配布方法、広報の方法について
5	各区の広域避難計画の策定又は改定に向けた進め方	広域避難検討の収束を見据え、江東5区広域避難計画の改定及び他5区の広域避難計画策定のスケジュール・内容検討の進め方について



- 個別課題については、引き続きWGで検討を実施(来年度も継続して実施、必要に応じて個別課題を追加)
- 来年度以降の各区の広域避難計画策定又は改定に向けて、本検討会・WGの枠組みを活用して、各区の支援を実施